

1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の検討について

1,4-ジオキサンの暫定排水基準の設定については、第4回専門委員会（平成22年8月17日）にて、以下のとおり論点整理がなされている。

排水基準については、一律基準で規制することが原則。

一方で、文献調査から、オゾン処理、逆浸透膜に一定の効果があることが確認されているものの、通常の排水処理（活性汚泥法等）では処理が困難な物質とされている。

各業界・事業者において、原材料を1,4-ジオキサンから別の原材料に代替することや、1,4-ジオキサンの副生成を抑制する等の対応をしているところである。一方で、これらの対応は検討に時間がかかることや合理的な処理技術の開発が課題としてあげられる。

以上のことから、必要に応じて、暫定排水基準が真に必要なかどうか精査した上で、対応を検討することとしたいとする。

このため、次回専門委員会において、関係団体（又は企業）から1,4-ジオキサンの使用実態等について聞き取りを行うとともに、暫定排水基準の必要性について審議する。なお、一律排水基準を0.5mg/lとし、平成24年4月1日に1,4-ジオキサンを有害物質に追加する等の改正政令、及び1,4-ジオキサンの排水基準を追加する改正省令が施行（平成24年4月1日の時点で既に特定施設を設置している事業者に対して6ヶ月の経過措置を設けると仮定する）された場合に、暫定排水基準が必要かどうかを検討することとする。

1. 聞き取り対象

- ・1,4-ジオキサンを使用する関係団体（又は企業）
- ・具体的には、1,4-ジオキサンの排出実態等を勘案しつつ、関係省等と調整

2. 聞き取り内容

①暫定排水基準の設定を要望する業種

当該業種に属する事業所数、暫定排水基準が必要な事業所数

②当該業種の概要

- ・製品の概要
- ・製品製造工程（1,4-ジオキサンの使用用途、使用量、排出、処理工程、特定施設の有無を明確にすること。）
- ・製品生産量
- ・経営規模

③公共用水域への排出実態、地下浸透の実態又は可能性

- ・排水濃度低減状況（排水処理、使用量の削減、分離回収等）

- ・ 工程水、排水中の濃度
 - ・ 排水量
- ④一律排水基準が達成できない理由及び暫定排水基準の要望値（②～④の他、必要に応じ資料を作成し要望根拠を明確にすること。）
- ⑤今後計画される対応方針、目標
（新たな排水処理技術の導入可能性、使用量の削減、代替品への切り替え、分離回収・処理等をスケジュールとともに明確にすること。）